

令和 4 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 中間市地域公共交通会議  
住 所 中間市中間一丁目 1 番 1 号  
代表者氏名 会長 村上 智裕 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書 (案)

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月10日  
(名称) 中間市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
中間市地域内フィーダー系統確保維持計画
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>中間市には、南北約4キロメートル、東西約6キロメートルの約16平方キロメートルの市域の中に、さまざまな公共交通機関が運行しており、通勤や通学、買い物や病院への通院など日常生活の移動に広く利用されている。</p> <p>鉄道では、JR筑豊本線（福北ゆたか線）と筑豊電気鉄道がそれぞれ市の中心部を走り、住民の広域移動を支えている。また、市内のバス路線としては、西鉄バス中間線が、通勤・通学、買い物、病院への通院など日常生活の足として1日約280人、年間約10万人の方が利用している。さらに、タクシー事業者4社によって、自宅から目的地までのドア・ツー・ドアのきめ細かな運行を行っており、鉄道駅及びバス停から離れた場所にお住まいの方や停留所までの移動が困難な方などにとって、欠かすことのできない移動手段となっている。</p> <p>しかしながら、少子高齢化に伴う人口の減少やマイカーの普及により、地域公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、収益悪化による減便や路線の廃止などの影響が、公共交通の利用者離れを引き起こすなど、公共交通の負のスパイラルが引き起こされている。近年では、平成25年3月に、直方バスセンターから筑鉄中間までを運行していた西鉄バス中山中間線が廃止となり、また、路線廃止が検討された西鉄バス中間線は、平成21年4月から赤字補填を行うことで運行を継続している状況である。さらに、令和2年3月に西鉄高速バス「なかま号」の廃止に伴い、代替輸送手段として「高速千代ニュータウン」停留所への接続便「香月（中間）千代線」を運行していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により高速バスの利用者が大幅に減少し同路線の維持が困難となったことから、令和3年3月末をもって廃止した。</p> <p>鉄道では、JR筑豊本線の筑前垣生駅が、平成26年7月から無人駅となり、平成29年3月からは中間駅においても、駅係員を廃止して防犯カメラとインターホンを通じた遠隔操作でお客支援を行うスマートサポートステーションが導入された。さらに、平成30年3月のダイヤ改正では、直方駅から黒崎駅間において、利用者の少ないデータタイム（概ね10時から17時）の時間帯に往復8便が減便され、利便性の低下による公共交通離れに拍車がかかることが懸念される。</p> <p>このような状況の中で、高度成長期時代に、山を切り開いて宅地開発を行った地形的に高低差のある地域や、遠賀川の西側地区のようにバス路線の廃止により身近な公共交通のない交通不便地域の住民は、高齢化の進展とともに、日常生活の移動が困難な状況に置かれており、問題となっている。特に、市東部に位置する中間南校区においては、隣接する北九州市のベッドタウンとして、昭和30年代に山を切り開いて筑豊電気鉄道の沿線に宅地開発を行った地区であることから、地形的に高低差があり、最寄りの駅やバス停と、住宅との高低差が大きく、高低差による公共交通不便地が存在していた。また、市西部に位置する底井野校区では、西鉄バス中山中間線の廃止により、JR筑前垣生駅以外に公共交通の乗り場がなくなり、公共交通空白地域が広がっていた。</p> <p>このため、買い物や通院等の日常の移動手段を確保するため、中間南校区では、平成27年10月から運行を開始した太賀・朝霧系統（通谷団地口～通谷電停）、及び通谷・桜台系統（セブンイレブン中間通谷店～通谷電停）の地域公共交通を維持すること、底井野校区では、平成28年10月から運行を開始した垣生・下大隈系統（下大隈公民館～通谷電停）、及び砂山・底井野系統（砂山7組～通谷電停）の地域公共交通を維持することに取り組み、さらに平成29年10月に実施した中間南校区住民座談会や、平成30年10月に実施した底井野校区住民座談会などから得た住民ニ</p>

ズを把握しながら、運行改善に努めるとともに、市がめざすコンパクトシティの形成に向け、JR中間駅等の都市機能の集積を図る都市拠点と周辺地域との交流を図るための公共交通ネットワークの構築をめざす。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 【中間南校区路線】

(令和5年度)

- ① 太賀・朝霧系統の利用者数を年間1,630人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。
- ② 通谷・桜台系統の利用者数を年間1,610人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。

(令和6年度)

- ① 太賀・朝霧系統の利用者数を年間1,630人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。
- ② 通谷・桜台系統の利用者数を年間1,610人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。

(令和7年度)

- ① 太賀・朝霧系統の利用者数を年間1,610人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。
- ② 通谷・桜台系統の利用者数を年間1,630人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。

(目標設定の考え方)

令和2年10月から令和3年9月までの1便あたりの利用者数が、太賀・朝霧系統1.07人(前年度1.28人)、通谷・桜台系統1.53人(前年度1.62人)で、両系統ともに減少した。新型コロナウイルス感染症や主要な商業施設が一時閉店した影響が大きいと考えられるが、令和4年4月13日に大型の商業施設が開店し、今後、利用者の増加の可能性があることから、令和4年度計画と同様、1便あたりの利用者数2.0人を目標に掲げ、令和5年度の年間運行日数203日(月曜日及び水曜日:102日、火曜日及び金曜日:101日)、令和6年度203日(月曜日及び水曜日:102日、火曜日及び金曜日:101日)、令和7年度203日(月曜日及び水曜日:101日、火曜日及び金曜日:102日)を乗じて、年間の利用者数及び収支率の目標を設定している。また、収支率については、令和2年10月から令和3年9月までの実績値が、太賀・朝霧系統11.68%(前年度13.73%)、通谷・桜台系統20.41%(前年度17.77%)であり、太賀・朝霧系統は目標値に達しておらず、通谷・桜台系統については現在の収支率を維持・向上させるため、令和4年度計画と同様、太賀・朝霧系統、通谷・桜台系統ともに20%以上を目標値として設定している。

#### 【底井野校区路線】

(令和5年度)

- ① 垣生・下大隈系統の利用者数を年間816人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。
- ② 砂山・底井野系統の利用者数を年間808人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。

(令和6年度)

- ① 垣生・下大隈系統の利用者数を年間816人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。
- ② 砂山・底井野系統の利用者数を年間808人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。

(令和7年度)

- ① 垣生・下大隈系統の利用者数を年間808人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。
- ② 砂山・底井野系統の利用者数を年間816人以上とするとともに、収支率を25%以上とする。

(目標設定の考え方)

令和3年度は、令和2年度計画と同様、1便あたりの利用者2.0人を目標に掲げ、令和2年10

月から令和3年9月までの年間平均運行率は垣生・下大隈系統が28.3%、砂山・底井野系統が37.1%であったことから、令和5年度計画では、令和4年度計画と同様に1日の計画運行便数8便のうち4便（運行率50%）を運行することを目標とする。

なお、令和2年10月から令和3年9月までの実車走行キロの平均値である3.3km（垣生・下大隈系統）と4.9km（砂山・底井野系統）から計画実車走行キロを算出し、3か年を通じた年間の利用者数及び収支率の目標を設定している。

また、収支率については、令和2年10月から令和3年9月までの実績値が、垣生・下大隈系統22.69%（前年度22.03%）、砂山・底井野系統19.85%（前年度18.30%）であり、目標値に達していないため、令和4年度計画と同様、垣生・下大隈系統、砂山・底井野系統のどちらも25%以上を目標値として設定している。

## (2) 事業の効果

中間南校区路線については、高齢化が進む太賀や通谷などの丘陵地の団地において、高齢者をはじめとする地区住民の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、お出かけ機会の創出等への効果が期待できる。底井野校区路線については、西鉄バス中山中間線が廃止されて以降、大部分が公共交通空白地となった底井野校区において、日常の買い物や病院への通院等のための移動手段の確保、及び西部地域と東部地域をつなぐことによる、両地域の交流促進等につながる。

また、谷間を運行する幹線バス路線である西鉄バス中間線、広域運行を行う筑豊電気鉄道といった既存の公共交通機関と連携を図ることで、利便性の向上による利用促進や、市がめざしているコンパクトシティ形成に向け、都市拠点と周辺地域との交流及び都市内の円滑な移動を支えるネットワークの構築につなげることができる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・平成28年度に実施した中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査結果及びモニタリング調査結果や平成29年度に実施した住民座談会で得た住民ニーズを分析し、運行改善や利用促進策の検討を行うとともに、事業の効果検証を行う。（中間市・事業者）
- ・平成29年度に実施した底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関する調査結果及びモニタリング調査結果や平成30年度に実施した住民座談会の結果を受けて、運行改善や利用促進策の検討を行うとともに、事業の効果検証を行う。（中間市・事業者）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

### 【中間南校区路線】

- ① 予定している時刻 別紙事業計画書及び運行計画書のとおり  
運行予定期間 平成27年10月1日から運行開始済み  
平成29年10月から、イオンなかま店敷地内に停留所を新設。  
令和元年10月から、通谷・桜台系統の運行ダイヤを改正。  
令和2年10月から、通谷・桜台系統の運行ルートを変更。  
令和3年10月から、中間市立病院の廃止とイオンなかま店の一時閉店に伴い、「中間市立病院」及び「イオンなかま店」停留所を廃止し、終点を「通谷電停」停留所に変更。  
令和4年4月から、太賀・朝霧系統及び通谷・桜台系統の運行ダイヤを改正。

② 運行事業者の決定の経緯

一般社団法人北九州タクシー協会に中間市内に営業所のあるタクシー事業者の中から運行事業者の推薦を依頼し、運行主体となる事業者を決定。

③ 地域内フィーダー系統の補足

中間市には、地域間幹線系統である西鉄バス中間線が、市内を循環するように運行し、筑豊電気鉄道が地域住民の広域移動を担っている。中間南校区路線（①太賀・朝霧系統②通谷・桜台系統）は、同校区に居住する住民の日常生活における買い物と病院への通院を目的とした路線であるとともに、同校区が、山を切り開いて宅地開発を行った非常に高低差のある移動困難な地域であることから、交通不便地域における移動手段の確保を行うことを目的としている。

また、中間南区路線を新設した際には、既存の公共交通機関の利用促進を第1の基本方針に定め、経由地である通谷電停において、西鉄バス中間線及び筑豊電気鉄道を接続することで、生活交通路線としての機能を高めている。

さらに、既存の公共交通機関、特に西鉄バス中間線との競合を避けるため、運行時間帯については、概ね8時台から16時台までと通勤通学者の利用時間帯を避け、日常の買い物、病院への通院する利用者をターゲットとした運行としており、運賃についても、定額200円と西鉄バス中間線の初乗り運賃170円を下回らないよう設定している。

【底井野校区路線】

① 予定している時刻 別紙事業計画書及び運行計画書のとおり

運行予定期間 平成28年10月1日から運行開始済み

平成29年10月から、イオンなかま店敷地内に停留所を新設。

平成30年1月19日から、にしてつストアの建替え工事のため停留所を移設。

平成31年3月15日から、にしてつストア停留所を移設し、名称をレガネット中間に変更。

令和元年10月から、中間市役所停留所の乗降制限を解除。

令和3年10月から、中間市立病院の廃止とイオンなかま店の一時閉店に伴い、「中間市立病院」及び「イオンなかま店」停留所を廃止し、終点を「通谷電停」停留所に変更。

② 運行事業者の決定の経緯

一般社団法人北九州タクシー協会に中間市内に営業所のあるタクシー事業者の中から運行事業者の推薦を依頼し、運行主体となる事業者を決定。

③ 地域内フィーダー系統の補足

中間市西部に位置する底井野校区では、平成25年3月末に西鉄バス中山中間線が廃止され、底井野校区の大部分が公共交通空白地となり、さらに平成26年7月にJR筑豊本線の筑前垣生駅の無人駅化が行われるなど、利用者にとって利便性が低下し続けている状況にある。運行形態に関して、底井野校区では、家屋が広く分布し人口密度が低い状況であることを考慮し、事前に予約して利用することで、地区の需要に対し適正で、経済的にも効率的な運行形態としている。また、既存の公共交通機関の利用を促進するために、東部地区においては、「レガネット中間」停留所における乗降を制限している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

中間市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入を差し引いた差額分を交付することとし、国庫補助金についても運行収入と同様、運行経費から差し引くものとする。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

<p>【中間南校区路線】          有限会社ことぶきタクシー          ひかり第一交通株式会社          産業タクシー株式会社</p>
<p>【底井野校区路線】          有限会社ことぶきタクシー          ひかり第一交通株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数          が3回以上で足りると認めた系統の概要  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ず          る生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びそ          の他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>

<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>

(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
<b>平成 26 年度</b>	
5 月 20 日 (第 1 回)	交通会議設立、市の概要、交通体系の概要説明
7 月 23 日 (第 2 回)	小学校区別の地理的な特性について説明
9 月 26 日 (第 3 回)	モデル地区となる地域の選定
10 月～11 月	中間南校区を対象としたアンケート調査の実施
12 月 22 日 (第 4 回)	アンケート調査の結果報告、中間南校区をモデルとした事業計画及び運行計画案の説明
2 月 2 日 (第 5 回)	中間南校区をモデルとした事業計画及び運行計画について合意、生活交通ネットワーク計画素案の説明
<b>平成 27 年度</b>	
5 月 26 日 (第 1 回)	生活交通確保維持改善計画 (旧生活交通ネットワーク計画) 全体の合意
7 月 14 日 (第 2 回)	地域公共交通網形成計画等策定に向けた事業の実施内容及び計画策定スケジュールについて説明
7 月～8 月	底井野校区を対象としたアンケート調査の実施
10 月	地域公共交通に関するアンケート調査の実施
10 月 28 日 (第 3 回)	底井野校区アンケート調査の結果報告、中間市における公共交通の課題について説明

12月18日（第4回）	地域公共交通に関するアンケート調査の結果報告、底井野校区予約型タクシー事業計画及び運行計画案の説明、地域公共交通網形成計画案（課題と方策）の説明
2月3日（第5回）	底井野校区予約型タクシー事業計画及び運行計画について合意、地域公共交通網形成計画案（実施施策）の説明
2月10日～3月10日	地域公共交通網形成計画案のパブリックコメントの実施
3月24日（第6回） 【書面開催】	地域公共交通網形成計画の合意、生活交通確保維持改善計画案の提示
<b>平成28年度</b>	
5月27日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意
7月22日（第2回）	地域公共交通網形成計画推進事業の取り組み内容の説明
8月16日 （第1回幹事会）	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査票案及び公共交通マップ案の説明
10月3日～10月19日	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査の実施
11月21日 （第2回幹事会）	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査の結果報告案の提示、底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の運行状況の説明
12月21日（第3回）	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の利用実態に関するアンケート調査結果及びモニタリング調査結果報告（案）の提示、公共交通マップ案の提示、底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の運行状況の報告
2月3日（第4回）	中間南校区モニタリング調査結果報告書及び公共交通マップの合意
<b>平成29年度</b>	
5月22日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意
7月24日（第2回）	生活交通確保維持改善計画修正案の合意
8月21日 （第1回幹事会）	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査票及び中間南校区住民座談会、路線バス沿線住民へのモビリティ・マネジメントの説明
9月27日～10月13日	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査の実施
10月18日 10月19日 10月23日 10月25日	中間南校区住民座談会の実施

10月31日～11月16日	路線バス沿線住民へのモビリティ・マネジメントの実施
11月13日 (第2回幹事会)	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査及びモニタリング結果報告、中間南校区住民座談会結果報告
12月22日(第3回)	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査及びモニタリング結果報告書案及び中間南校区住民座談会報告書案、中間市モビリティ・マネジメント実施計画アンケート調査結果報告書案の提示
2月2日(第4回)	底井野校区コミュニティバス「なかよし号」の利用実態に関するアンケート調査及びモニタリング結果報告書及び中間南校区住民座談会報告書、中間市モビリティ・マネジメント実施計画アンケート調査結果報告書の同意
<b>平成30年度</b>	
5月28日(第1回)	生活交通確保維持改善計画の合意
10月15日 (第1回幹事会)	底井野校区住民座談会、路線バス沿線住民へのモビリティ・マネジメントの説明
10月16日 10月17日 10月18日 10月23日 10月26日	底井野校区住民座談会の実施
1月10日(第2回)	底井野校区住民座談会報告書案の提示 路線バス沿線住民へのモビリティ・モビリティ・マネジメントの実施状況報告
2月15日(第3回)	生活交通確保維持改善計画の素案の提示、「にしていすたあ」停留所移設に関する進捗状況報告
<b>令和元年度</b>	
5月24日(第1回)	生活交通確保維持改善計画の合意
12月27日(第2回) 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認
<b>令和2年度</b>	
6月5日(第1回) 【書面開催】	生活交通確保維持改善計画の素案の提示
7月8日(第2回) 【書面開催】	生活交通確保維持改善計画の合意
12月25日(第3回) 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認
<b>令和3年度</b>	

5月19日（第1回） 【書面開催】	生活交通確保維持改善計画の合意
12月20日（第2回） 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の承認
12月25日（第3回） 【書面開催】	中間南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の運行時刻の変更の承認
<b>令和4年度</b>	
6月10日（第1回）	生活交通確保維持改善計画の合意
<b>21. 利用者等の意見の反映状況</b>	
<p>【中間南校区路線】 中間南校区を対象としたアンケート調査を実施し、買い物、病院への通院のための移動手段の確保を求める意見と、9時から11時、13時から15時までの間の運行を希望する意見が多かったことから、そちらに重点を置いた計画とした。</p> <p>【底井野校区路線】 底井野校区を対象としたアンケート調査を実施。また、利用者の希望する目的地から運行ルートを設定し、さらに住民の外出頻度等の現状を踏まえ、週に複数回利用できるよう、運賃を設定した。</p>	
<b>22. 協議会メンバーの構成員</b>	
関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	中間市建設産業部都市計画課
交通事業者・交通施設管理者等	九州旅客鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社、筑豊電気鉄道株式会社、有限会社ことぶきタクシー、有限会社ホームタクシー、ひかり第一交通株式会社、産業タクシー株式会社、一般社団法人北九州タクシー協会、一般社団法人福岡県バス協会、西鉄バス北九州労働組合、福岡県北九州県土整備事務所、福岡県折尾警察署
地方運輸局	福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	北九州市立大学地域戦略研究所教授、中間市自治会連合会、中間市自治会連合会中間北校区、中間市自治会連合会中間東校区、中間市自治会連合会中間南校区、中間市自治会連合会中間校区、中間市自治会連合会中間西校区、中間市自治会連合会底井野校区、中間市社会福祉協議会、中間商工会議所

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

（住 所）福岡県中間市中間一丁目1番1号  
（所 属）中間市建設産業部都市計画課  
（氏 名）濱田 達  
（電 話）093-246-6155  
（e-mail）juutakukoutuu@city.nakama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内ファイダーシステム）

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
中間市	ひかり第一交通(株) 産業タクシー(株)	(1) 太賀・朝霧系統	通谷団地 口	通谷二区	通谷電停	往 4.4km 復 4.8km	102日	408回		路線定期運行	①	③
	(有)ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	セブーン イレブン 中間通谷 店	通谷二区	通谷電停	往 3.7km 復 3.7km	101日	404回		路線定期運行	①	③
	(有)ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統		底井野校 区		往 km 復 km	102日	816回		区域運行	①	③
	ひかり第一交通(株)	(4) 砂山・底井野系統		底井野校 区		往 km 復 km	101日	808回		区域運行	①	③
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中間市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	8,940
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

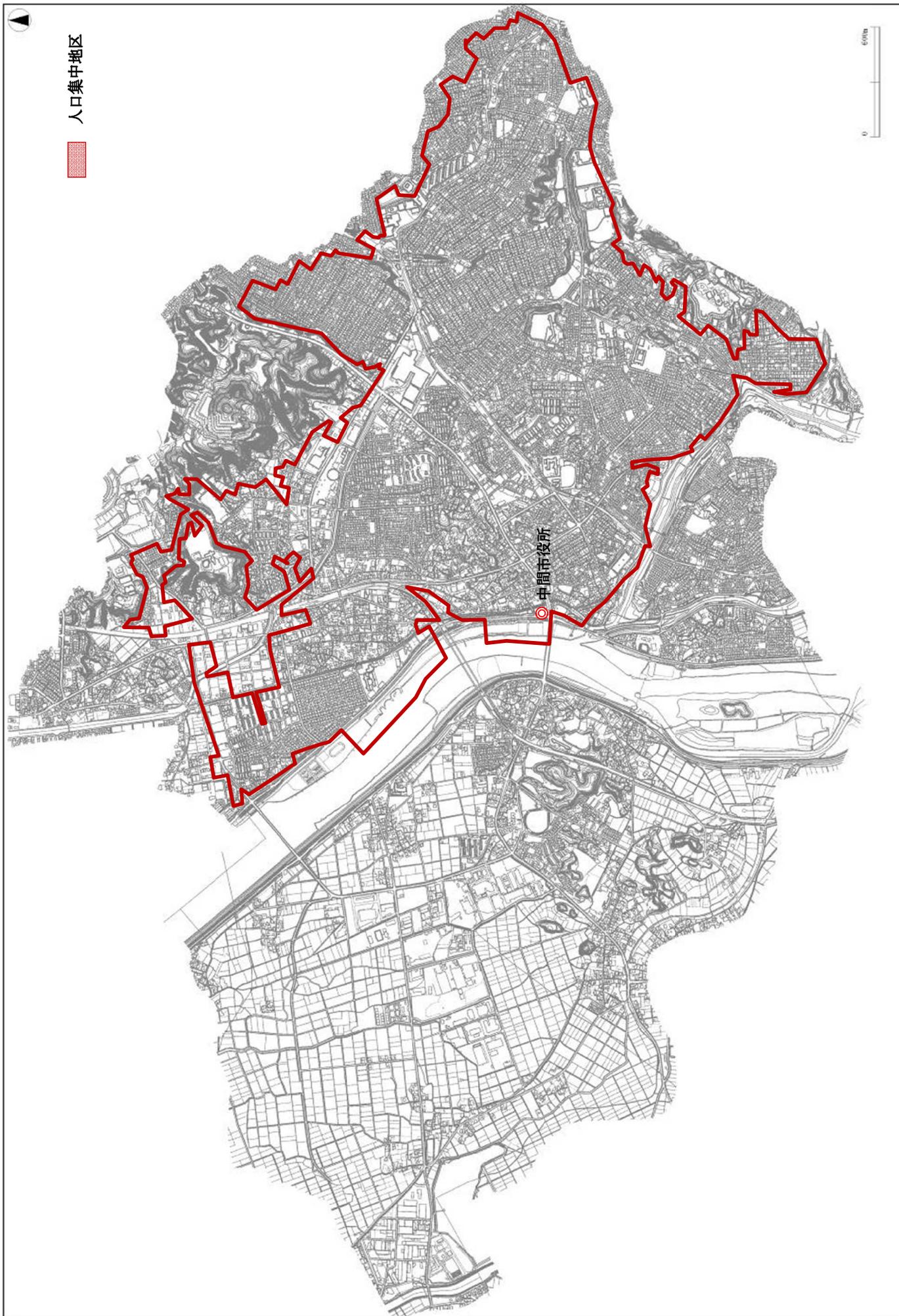
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

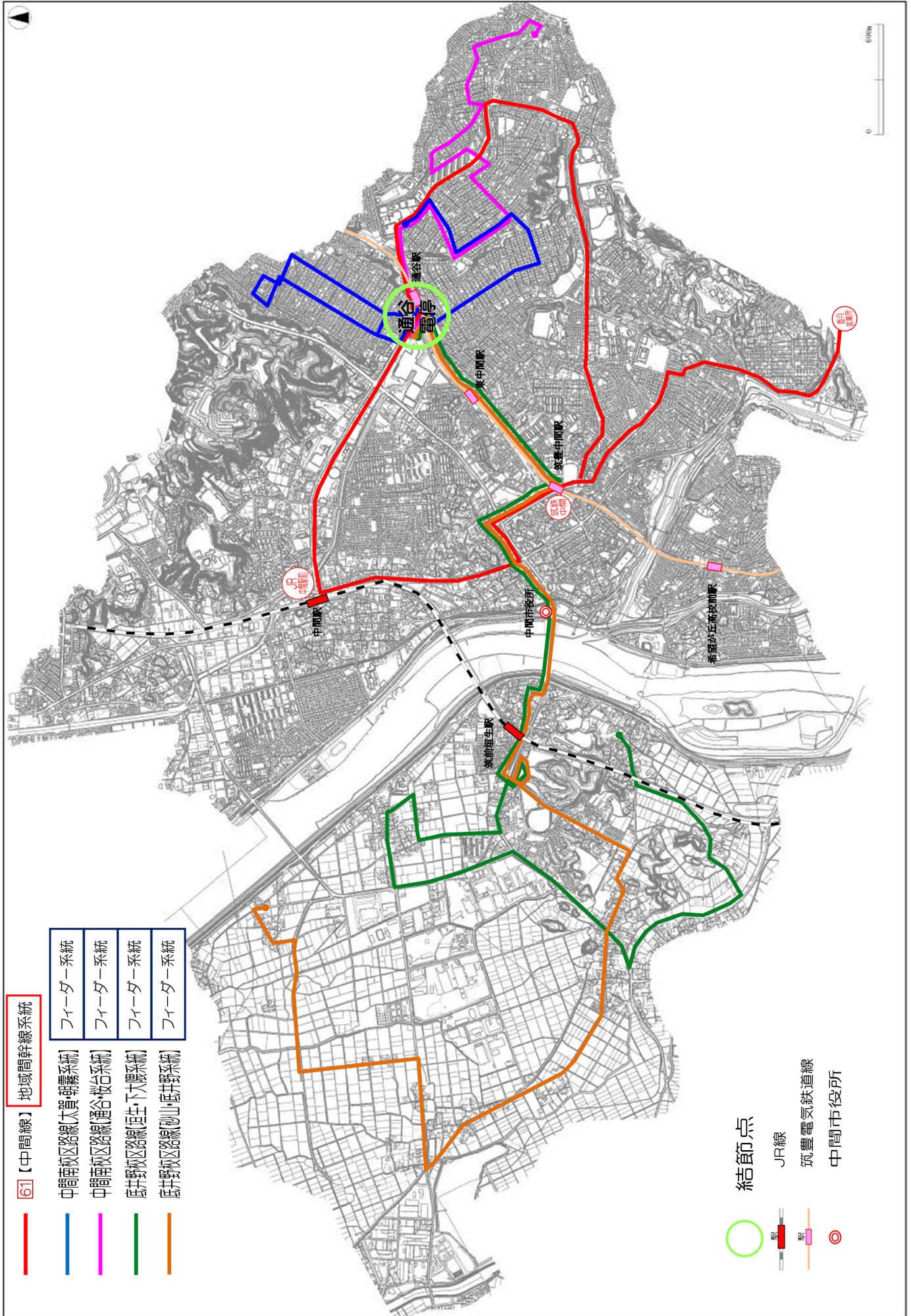
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 人口集中地区 (D I D) 地図



# 系統図 (結節点確認図)



## 中間南校区乗合タクシー事業計画書（R4.10月～R5.9月）

### I. 事業目的

中間市の東部に位置する中間南校区は、隣接する北九州市のベットタウンとして、昭和30年代に山を切り開いて筑豊電気鉄道の沿線に宅地開発を行った地区であります。そのため、地形的に高低差があり、また、高齢化率が35%を超えるなど、高齢者や障がい者の方にとりましては、非常に移動が困難な地域であることから、地区内の12の全自治会より、地区内を循環して買い物・病院への通院に気軽に利用できる移動手段の確保について、要請がありました。

このような地域の現状を踏まえ、中間南校区乗合タクシー事業の基本方針を定め、今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、地域の活力を維持し、地域が活性化するよう、気軽に外出できる移動手段の環境整備を行うものであります。

#### ○中間南校区乗合タクシー事業の基本方針

1. 既存の公共交通機関の利用促進
2. 継続性・経済性・安全性の確保
3. 高所地区・交通不便地区住民の移動手段の確保
4. 地域住民からの要望

### II. 運行方法の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 運行の態様 | 路線定期運行   |
| 2. 営業区域  | 中間南校区から通谷電停まで                                    |
| 3. 運行主体  | 中間市  |
| 4. 運行事業者 | 有限会社ことぶきタクシー（事業者代表）<br>ひかり第一交通株式会社<br>産業タクシー株式会社 |

#### 【運行事業者の選定方法】

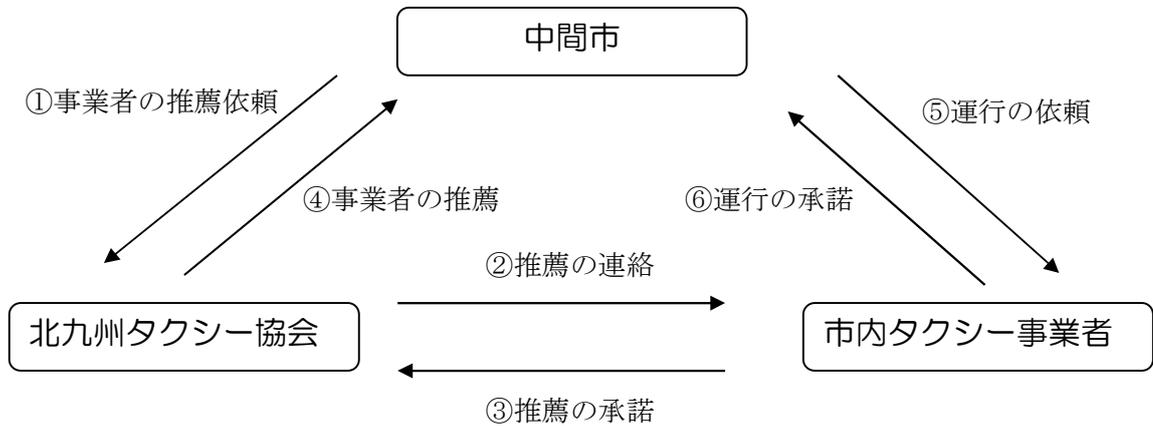
中間南校区乗合タクシー事業は、大型輸送を行う幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段です。

幹線バス路線から住宅団地内の幅員約6mの道路を運行するため、使用車両は10人以下（セダンタイプを含む）に限られます。

そのことから、運行主体としては、住宅団地内の有償旅客運送のノウハウがあり、乗り残しなどの対応が迅速に対応できる、市内に営業所が立地するタクシー事業者が、今回の事業計画・運行計画案にもっとも適した事業者であると考えます。相乗効果として、幹線バス路線である西鉄バス中間線に接続し、筑豊電気鉄道との乗換時刻などを調整することで、利用促進が期待できます。

### (1) 市内タクシー事業者からの選定方法

中間市から北九州タクシー協会に対し、運行事業者となって継続的な事業が実施できるタクシー事業者（1社以上）の推薦を依頼する。



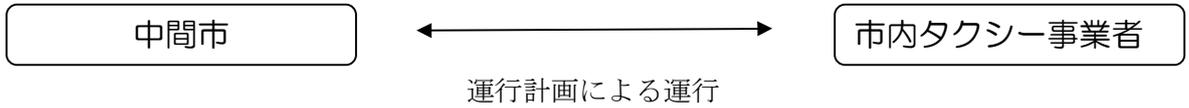
### (2) 運行協定：中間南校区乗合タクシー事業の実施に伴う協定書及び共同運行協定書

交通弱者の移動手段を継続的な安全運行により確保するため、関係機関の相互協力及び役割分担を明確にした取り決めを行う。また、運行計画の見直し及び廃止についても明確な基準を定める。

<p><b>中間南校区自治会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用促進（校区内広報）</li> <li>運行コース、時刻の検討</li> <li>回数券の販売</li> <li>停留所の管理</li> </ul>	<p><b>市内タクシー事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシーの安全運行</li> <li>乗合タクシー利用者数の把握</li> <li>運行コース、時刻の検討</li> <li>利用促進（回数券販売など）</li> </ul>
<p><b>中間市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運行経費・停留所設置の財政的支援</li> <li>利用促進（広報掲載）</li> <li>運行コース、時刻の検討</li> <li>回数券の販売</li> </ul>	<p><b>北九州タクシー協会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運行全般に関する助言</li> <li>安全運行及び利用促進など</li> </ul>

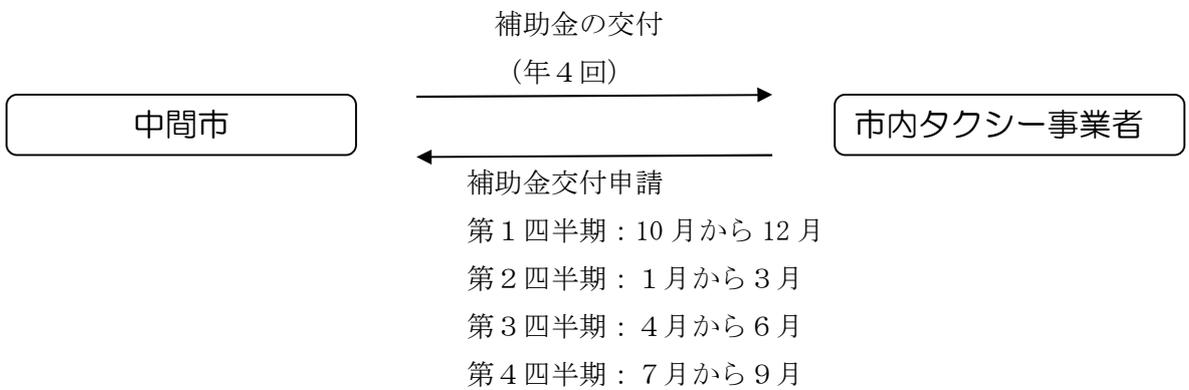
**(3) 運行委託：中間南校区乗合タクシー運行業務委託契約書**

地域住民の日常生活を支える移動手段として、継続的な安全運行及び既存の公共交通機関との相乗効果による利用促進を図りながら、地域公共交通の維持・確保を行うため、運行主体である市と運行事業者である一般旅客自動車運送事業者との間で、運行計画に基づく委託契約を締結する。



**(4) 運行補助：中間市コミュニティバス路線運行維持費補助金交付要綱**

補助金の額は、予算の範囲内において、運行経費から運行収入を控除して得た額以内の額とし、四半期ごとに収支を取りまとめ、補助金交付申請書を提出する。



5. 運行開始日 平成27年10月1日（運行変更日 令和4年4月1日）

**6. 路線に関する事項**

1	起 点	通谷団地口	
	終 点	通谷電停	
	キロ程	往路 4.4km	復路 4.8km
	主たる経由地	通谷二区	
	道路管理者	中間市	
2	起 点	セブン-イレブン中間通谷店	
	終 点	通谷電停	
	キロ程	往路 3.7km	復路 3.7km
	主たる経由地	通谷二区	
	道路管理者	中間市	
計	路線合計	2 区間	路線キロ計 16.6km

## 7. 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

(1) 系統名：太賀・朝霧系統

(通谷団地口～通谷電停～太賀団地～通谷電停)

行き (往路)			帰り (復路)		
No.	停留所名称	キロ程	停留所名称	キロ程	摘要
1	①通谷団地口	↓往路	①通谷団地口	↑復路	既設
		0.311		0.352	
2	②通谷一丁目	0.189	②通谷一丁目	0.165	既設
3	③通谷給水塔そば	0.265	③通谷給水塔そば	0.228	既設
4	④通谷二区	0.248	④通谷二区	0.245	既設
5	⑤朝霧	0.161	⑤朝霧	0.143	既設
6	⑥朝霧公民館そば	0.211	⑥朝霧公民館そば	0.227	既設
7	⑦鍋山公民館下	0.189	⑦鍋山公民館下	0.186	既設
8	⑧鍋山	0.225	⑧鍋山	0.216	既設
9	⑨鍋山商店街前	0.293	⑨鍋山商店街前	0.364	既設
10	⑩通谷電停	0.362	⑩通谷電停	0.513	既設
11	⑪太賀通り一丁目	0.197	⑯太賀中央通り二丁目	0.248	既設
12	⑫太賀通り二丁目	0.215	⑮太賀中央通り三丁目	0.677	既設
13	⑬太賀二区公民館前	0.293	⑭太賀三区公園	0.293	既設
14	⑭太賀三区公園	0.677	⑬太賀二区公民館前	0.215	既設
15	⑮太賀中央通り三丁目	0.248	⑫太賀通り二丁目	0.197	既設
16	⑯太賀中央通り二丁目	0.347	⑪太賀通り一丁目	0.541	既設
17	⑩通谷電停	計4.4km	⑩通谷電停	計4.8km	既設

(2) 系統名：通谷・桜台系統  
 (セブン-イレブン中間通谷店～通谷電停)

行き (往路)			帰り (復路)		
No.	停留所名称	キロ程	停留所名称	キロ程	摘要
1	①セブン-イレブン中間通谷店	↓往路	①セブン-イレブン中間通谷店	↑復路	既設
		0.409		0.402	
2	②桜台公民館そば	0.225	②桜台公民館そば	0.278	既設
3	③桜台二丁目	0.499	③桜台二丁目	0.416	既設
4	④桜台一丁目	0.236	④桜台一丁目	0.231	既設
5	⑤桜台一丁目入口	0.122	⑤桜台一丁目入口	0.131	既設
6	⑥星ヶ丘団地	0.187	⑥星ヶ丘団地	0.19	既設
7	⑦星ヶ丘公園	0.389	⑦星ヶ丘公園	0.392	既設
8	⑧通谷二区公園そば	0.234	⑧通谷二区公園そば	0.226	既設
9	⑨通谷二区	0.228	⑨通谷二区	0.265	既設
10	⑩通谷給水塔そば	0.165	⑩通谷給水塔そば	0.189	既設
11	⑪通谷一丁目	0.352	⑪通谷一丁目	0.311	既設
12	⑫通谷団地口	0.639	⑫通谷団地口	0.675	既設
13	⑬通谷電停	計3.7km	⑬通谷電停	計3.7km	既設

※停留所は、設置箇所により壁張り型、据え置き型、埋め込み型にて設置。

## 中間南校区乗合タクシー運行計画書 (R4.10月～R5.9月)

### 1. 運行系統及び系統図：2系統

#### 中間南校区路線

(1) 系統名：太賀・朝霧系統

【通谷団地口～通谷電停～太賀団地～通谷電停】9.2 km (往路 4.4 km、復路 4.8 km)

起点：通谷団地口 終点：通谷電停 主な経過地：通谷二区

(2) 系統名：通谷・桜台系統

【セブン-イレブン中間通谷店～通谷電停】7.4 km (往路 3.7 km、復路 3.7 km)

起点：セブン-イレブン中間通谷店 終点：通谷電停 主な経過地：通谷二区

※系統図については、別紙をご参照ください。

### 2. 運行回数・運行時刻

#### ★運行回数、運行時間帯について

<b>運行回数</b>	4本/日(往復を1本)を週4日(月・火・水・金曜日)、1系統ごと運行。 ※市内にある多くの病院が休診となる木曜日は運休。 ①太賀・朝霧系統は月、水曜日の運行。②通谷・桜台系統は火、金曜日の運行。
<b>運行時間帯</b>	①太賀・朝霧系統 (午前)8時台～12時台まで <b>5便</b> (午後)13時台～ <b>15時台</b> まで <b>3便</b> ②通谷・桜台系統 (午前)8時台～12時台まで <b>5便</b> (午後)13時台～ <b>15時台</b> まで <b>3便</b> ※平日が祝日でも運行。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)及びお盆(8月13日から8月15日まで)は運休。

※運行時刻については、別紙をご参照ください。

### 3. 使用車両

#### ★使用車両について

<b>運行車両</b>	5人乗りセダンタイプ
事業に必要な常用車両	1台(5人乗りセダンタイプ)
追走車両及び故障対応のための予備車両	4台(5人乗りセダンタイプ)
	計 <b>5台</b>

※市が運行委託する事業者が保有するタクシー車両を、タクシー事業と併用して使用する。

### 4. 運賃

#### ★運賃について

<b>運賃</b>	定額200円(中学生以上)、100円(障がい者・小学生)、無料(小学生未満)
	回数券(100円×11枚綴り)1,000円

5. 運行経費（概算）

- (1) 運行車両 5人乗りセダンタイプ
- (2) 運行頻度（1つのバス停にバスが来る回数） 8便/日
- (3) 本数（全体の運行本数） 4本/日、週4日（203日）
- (4) 運行系統キロ程 ①太賀・朝霧系統 9.2km  
②通谷・桜台系統 7.4km
- (5) 運行条件

5人乗りセダンタイプ車両運行台数	1台
5人乗りセダンタイプ車両予備台数	4台
5人乗りセダンタイプ車両年間走行キロ※追走運行を除く	6,743.2 km/台
乗務員雇用者数	1人
乗務員数	1仕業
停留所数（往復で41個）	24箇所

(6) キロ当たり運行経費 ※追走運行を除く

キロ当たり運行経費	294.0 円/km
-----------	------------

※キロ当たりの運行経費の算出について

令和4年10月運行開始時の両系統の平均運行キロ程 8.3km を基に試算。

公定幅運賃（5人乗り普通車の場合）：680 円/1.6km 80 円/316m

公定幅運賃より 2,440 円/8.3 km と試算し、キロ当たりでは、294.0 円とする。

(7) 運行経費（概算）

運行経費	1,983 千円	①
追走経費	828 千円	
小計	2,811 千円	

※運行経費は（6）キロ当たり運行経費から試算。

※追走経費については、時間制運賃 2,040 円/30 分（公定幅運賃）から運行日数の 1/2 をセダンタイプ車両 1 台にて 2 時間追走を行うと想定。

(8) 運行収入（200 円）※追走運行を除く

運行収入	325 千円	②
------	--------	---

※運賃収入については、1本あたり平均利用者数を 2 人と想定

(9) 運行経費収支差 ※収支差③＝運行経費①－運行収入②

運行経費収支差（追走運行を含まない）	1,658 千円	③
--------------------	----------	---



南校区コミュニティバス「フレンドリー号」時刻表

(1) 太賀・朝霧系統 (通谷団地口～通谷電停～太賀団地～通谷電停)

停留所名	往路(行き)			
	1便	3便	5便	7便
①通谷団地口	8:45	10:05	11:25	13:50
②通谷一丁目	8:47	10:07	11:27	13:52
③通谷給水塔そば	8:48	10:08	11:28	13:53
④通谷二区	8:49	10:09	11:29	13:54
⑤朝霧	8:50	10:10	11:30	13:55
⑥朝霧公民館そば	8:53	10:13	11:33	13:58
⑦鍋山公民館下	8:54	10:14	11:34	13:59
⑧鍋山	8:55	10:15	11:35	14:00
⑨鍋山商店街前	8:56	10:16	11:36	14:01
⑩通谷電停	9:00	10:20	11:40	14:05
⑪太賀通り一丁目	9:03	10:23	11:43	14:08
⑫太賀通り二丁目	9:04	10:24	11:44	14:09
⑬太賀二区公民館前	9:05	10:25	11:45	14:10
⑭太賀三区公園	9:07	10:27	11:47	14:12
⑮太賀中央通り三丁目	9:10	10:30	11:50	14:15
⑯太賀中央通り二丁目	9:11	10:31	11:51	14:16
⑩通谷電停	9:15	10:35	11:55	14:20

運行時間30分

停留所名	復路(帰り)			
	2便	4便	6便	8便
⑩通谷電停	9:25	10:45	13:10	14:30
⑪太賀通り一丁目	9:28	10:48	13:13	14:33
⑫太賀通り二丁目	9:29	10:49	13:14	14:34
⑬太賀二区公民館前	9:30	10:50	13:15	14:35
⑭太賀三区公園	9:32	10:52	13:17	14:37
⑮太賀中央通り三丁目	9:35	10:55	13:20	14:40
⑯太賀中央通り二丁目	9:36	10:56	13:21	14:41
⑩通谷電停	9:40	11:00	13:25	14:45
⑨鍋山商店街前	9:44	11:04	13:29	14:49
⑧鍋山	9:45	11:05	13:30	14:50
⑦鍋山公民館下	9:46	11:06	13:31	14:51
⑥朝霧公民館そば	9:47	11:07	13:32	14:52
⑤朝霧	9:50	11:10	13:35	14:55
④通谷二区	9:51	11:11	13:36	14:56
③通谷給水塔そば	9:52	11:12	13:37	14:57
②通谷一丁目	9:53	11:13	13:38	14:58
①通谷団地口	9:55	11:15	13:40	15:00

運行時間30分

(2) 通谷・桜台系統 (セブン-イレブン中間通谷店～通谷電停)

停留所名	往路(行き)			
	1便	2便	4便	6便
①セブン-イレブン中間通谷店	9:00	10:00	11:04	13:10
②桜台公民館そば	9:02	10:02	11:06	13:12
③桜台二丁目	9:04	10:04	11:08	13:14
④桜台一丁目	9:06	10:06	11:10	13:16
⑤桜台一丁目入口	9:08	10:08	11:12	13:18
⑥星ヶ丘団地	9:09	10:09	11:13	13:19
⑦星ヶ丘公園	9:10	10:10	11:14	13:20
⑧通谷二区公園そば	9:13	10:13	11:17	13:23
⑨通谷二区	9:15	10:15	11:19	13:25
⑩通谷給水塔そば	9:17	10:17	11:21	13:27
⑪通谷一丁目	9:18	10:18	11:22	13:28
⑫通谷団地口	9:20	10:20	11:24	13:30
⑬通谷電停	9:24	10:24	11:28	13:34

運行時間24分

停留所名	復路(帰り)			
	3便	5便	7便	8便
⑬通谷電停	10:30	11:34	13:40	14:36
⑫通谷団地口	10:34	11:38	13:44	14:40
⑪通谷一丁目	10:36	11:40	13:46	14:42
⑩通谷給水塔そば	10:37	11:41	13:47	14:43
⑨通谷二区	10:39	11:43	13:49	14:45
⑧通谷二区公園そば	10:41	11:45	13:51	14:47
⑦星ヶ丘公園	10:44	11:48	13:54	14:50
⑥星ヶ丘団地	10:45	11:49	13:55	14:51
⑤桜台一丁目入口	10:46	11:50	13:56	14:52
④桜台一丁目	10:48	11:52	13:58	14:54
③桜台二丁目	10:50	11:54	14:00	14:56
②桜台公民館そば	10:52	11:56	14:02	14:58
①セブン-イレブン中間通谷店	10:54	11:58	14:04	15:00

運行時間24分

その他の公共交通機関との連携について（通谷電停） ※平日のみ

1 太賀・朝霧系統

(1) コミバス「通谷電停」停留所その1

筑豊電気鉄道（通谷駅 到着時刻）

直方方面から (接続時間)	<b>8:46</b> (14分)	<b>10:10</b> (10分)	<b>11:33</b> (07分)	<b>13:48</b> (17分)	<b>9:10</b> (15分)	<b>10:35</b> (10分)	<b>13:03</b> (07分)	<b>14:18</b> (12分)
黒崎方面から (接続時間)	<b>8:52</b> (08分)	<b>10:15</b> (05分)	<b>11:30</b> (10分)	<b>14:00</b> (05分)	<b>9:15</b> (10分)	<b>10:39</b> (06分)	<b>13:00</b> (10分)	<b>14:15</b> (15分)



コミュニティバス フレンドリー号 「通谷電停」(1) 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	3便	5便	7便	2便	4便	6便	8便
	<b>9:00</b>	<b>10:20</b>	<b>11:40</b>	<b>14:05</b>	<b>9:25</b>	<b>10:45</b>	<b>13:10</b>	<b>14:30</b>



筑豊電気鉄道（通谷駅 発車時刻）

黒崎方面行き (接続時間)	<b>9:10</b> (10分)	<b>10:35</b> (15分)	<b>11:48</b> (08分)	<b>14:18</b> (13分)	復路（帰り）の便において、 「通谷電停」(1)停留所は、始点のため、 コミュニティバスからの乗り継ぎはない。
直方方面行き (接続時間)	<b>9:15</b> (15分)	<b>10:27</b> (07分)	<b>11:45</b> (05分)	<b>14:15</b> (10分)	

西鉄バス（通谷電停 到着時刻）

南校区から (接続時間)	<b>8:22</b> (38分)	<b>10:03</b> (17分)	<b>11:04</b> (36分)	<b>14:02</b> (03分)	<b>9:07</b> (18分)	<b>10:41</b> (04分)	<b>11:51</b> (79分)	<b>14:02</b> (28分)
JR中間駅から (接続時間)	<b>7:16</b> (104分)	<b>10:09</b> (11分)	<b>11:21</b> (18分)	<b>13:32</b> (33分)	<b>7:16</b> (129分)	<b>10:09</b> (36分)	<b>12:55</b> (15分)	<b>14:11</b> (18分)



コミュニティバス フレンドリー号 「通谷電停」(1) 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	3便	5便	7便	2便	4便	6便	8便
	<b>9:00</b>	<b>10:20</b>	<b>11:40</b>	<b>14:05</b>	<b>9:25</b>	<b>10:45</b>	<b>13:10</b>	<b>14:30</b>



西鉄バス（通谷電停 発車時刻）

JR中間駅行き (接続時間)	<b>9:07</b> (07分)	<b>10:41</b> (21分)	<b>11:51</b> (11分)	<b>14:41</b> (36分)	復路（帰り）の便において、 「通谷電停」(1)停留所は、始点のため、 コミュニティバスからの乗り継ぎはない。
南校区行き (接続時間)	<b>9:33</b> (33分)	<b>10:44</b> (24分)	<b>12:20</b> (40分)	<b>14:11</b> (06分)	

(2) コミバス「通谷電停」停留所その2

筑豊電気鉄道（通谷駅 到着時刻）

直方方面から (接続時間)	往路（行き）の便において、 「通谷電停」(2)停留所は、終点となるため、 コミュニティバスへの乗り継ぎはできない。	<b>9:34</b> (06分)	<b>10:48</b> (12分)	<b>13:18</b> (07分)	<b>14:33</b> (12分)
黒崎方面から (接続時間)		<b>9:27</b> (13分)	<b>10:51</b> (09分)	<b>13:15</b> (10分)	<b>14:30</b> (15分)



コミュニティバス フレンドリー号 「通谷電停」(2) 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	3便	5便	7便	2便	4便	6便	8便
	<b>9:15</b>	<b>10:35</b>	<b>11:55</b>	<b>14:20</b>	<b>9:40</b>	<b>11:00</b>	<b>13:25</b>	<b>14:45</b>



筑豊電気鉄道（通谷駅 発車時刻）

黒崎方面行き (接続時間)	<b>9:22</b> (07分)	<b>10:48</b> (13分)	<b>12:03</b> (08分)	<b>14:33</b> (13分)	<b>9:46</b> (06分)	<b>11:18</b> (18分)	<b>13:33</b> (08分)	<b>15:03</b> (18分)
直方方面行き (接続時間)	<b>9:27</b> (12分)	<b>10:39</b> (04分)	<b>12:00</b> (05分)	<b>14:30</b> (10分)	<b>9:51</b> (11分)	<b>11:15</b> (15分)	<b>13:30</b> (05分)	<b>15:00</b> (15分)

西鉄バス（通谷電停 到着時刻）

南校区から (接続時間)	往路（行き）の便において、 「通谷電停」(2)停留所は、終点となるため、 コミュニティバスへの乗り継ぎはできない。	<b>9:07</b> (33分)	<b>10:41</b> (19分)	<b>13:13</b> (12分)	<b>14:41</b> (04分)
JR中間駅から (接続時間)		<b>9:33</b> (07分)	<b>10:44</b> (16分)	<b>12:55</b> (30分)	<b>14:11</b> (34分)



コミュニティバス フレンドリー号 「通谷電停」(2) 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	3便	5便	7便	2便	4便	6便	8便
	<b>9:15</b>	<b>10:35</b>	<b>11:55</b>	<b>14:20</b>	<b>9:40</b>	<b>11:00</b>	<b>13:25</b>	<b>14:45</b>



西鉄バス（通谷電停 発車時刻）

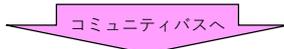
JR中間駅行き (接続時間)	<b>10:03</b> (48分)	<b>10:41</b> (06分)	<b>13:13</b> (78分)	<b>14:41</b> (21分)	<b>10:03</b> (23分)	<b>11:04</b> (04分)	<b>14:02</b> (37分)	<b>15:04</b> (19分)
南校区行き (接続時間)	<b>9:33</b> (18分)	<b>10:44</b> (09分)	<b>12:20</b> (25分)	<b>15:45</b> (85分)	<b>10:09</b> (29分)	<b>11:21</b> (21分)	<b>13:32</b> (07分)	<b>15:45</b> (60分)

2 通谷・桜台系統

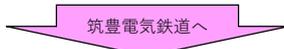
(1) コミバス「通谷電停」停留所

筑豊電気鉄道（通谷駅 到着時刻）

直方方面から (接続時間)	往路（行き）の便において、 「通谷電停」停留所は、終点となるため、 コミュニティバスへの乗り継ぎはできない。	<b>10:23</b> (07分)	<b>11:18</b> (16分)	<b>13:33</b> (07分)	<b>14:18</b> (18分)
黒崎方面から (接続時間)		<b>10:15</b> (15分)	<b>11:30</b> (04分)	<b>13:30</b> (10分)	<b>14:30</b> (06分)



コミュニティバス フレンドリー号 「通谷電停」 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	2便	4便	6便	3便	5便	7便	8便
	<b>9:24</b>	<b>10:24</b>	<b>11:28</b>	<b>13:34</b>	<b>10:30</b>	<b>11:34</b>	<b>13:40</b>	<b>14:36</b>

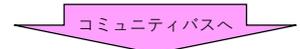


筑豊電気鉄道（通谷駅 発車時刻）

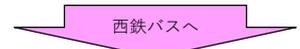
黒崎方面行き (接続時間)	<b>9:34</b> (10分)	<b>10:35</b> (11分)	<b>11:33</b> (05分)	<b>13:48</b> (14分)	復路（帰り）の便において、 「通谷電停」停留所は、始点のため、 コミュニティバスからの乗り継ぎはない。
直方方面行き (接続時間)	<b>9:39</b> (15分)	<b>10:39</b> (15分)	<b>11:45</b> (17分)	<b>13:45</b> (11分)	

西鉄バス（通谷電停 到着時刻）

南校区から (接続時間)	往路（行き）の便において、 「通谷電停」停留所は、終点となるため、 コミュニティバスへの乗り継ぎはできない。	<b>10:03</b> (27分)	<b>11:04</b> (30分)	<b>13:13</b> (27分)	<b>14:02</b> (34分)
JR中間駅から (接続時間)		<b>10:09</b> (21分)	<b>11:21</b> (13分)	<b>13:32</b> (08分)	<b>14:11</b> (25分)



コミュニティバス フレンドリー号 「通谷電停」 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	2便	4便	6便	3便	5便	7便	8便
	<b>9:24</b>	<b>10:24</b>	<b>11:28</b>	<b>13:34</b>	<b>10:30</b>	<b>11:34</b>	<b>13:40</b>	<b>14:36</b>



西鉄バス（通谷電停 発車時刻）

JR中間駅行き (接続時間)	<b>10:03</b> (39分)	<b>10:41</b> (17分)	<b>11:51</b> (23分)	<b>14:02</b> (28分)	復路（帰り）の便において、 「通谷電停」停留所は、始点のため、 コミュニティバスからの乗り継ぎはない。
南校区行き (接続時間)	<b>9:33</b> (09分)	<b>10:44</b> (20分)	<b>12:20</b> (52分)	<b>14:11</b> (37分)	

## 底井野校区予約型乗合タクシー事業計画書（R4.10月～R5.9月）

### I. 事業目的

中間市の西部に位置する底井野校区は、鞍手町、遠賀町と隣接し、田畑や工場団地、都市公園である垣生公園が立地する自然豊かな地域ですが、近年、同地区の地域公共交通は、平成25年3月末に西鉄バス中山中間線が廃止され、平成26年7月にJR筑豊本線の筑前垣生駅の無人駅化が行われるなど、利用者にとって利便性が低下し続けている状況にあります。

このような中、底井野校区の5つの自治会の総意により、日常の買い物や病院への通院を目的とした新しい地域公共交通の導入を求める要望書が提出され、また、新しい地域公共交通の導入に向けたアンケート調査の結果による地域の現状を踏まえ、今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、底井野校区予約型乗合タクシー事業の基本方針に基づいた、西部地域と東部地域をつなぐ移動手段の環境整備を行い、両地域の交流を促進します。

#### ○底井野校区予約型乗合タクシー事業の基本方針

1. 既存の公共交通機関の利用促進
2. 継続性・経済性・安全性の確保
3. 高所地区・交通不便地区住民の移動手段の確保
4. 地域住民からの要望

### II. 運行方法の概要

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 1. 運行の態様 | 区域運行                               |
| 2. 営業区域  | 底井野校区から通谷電停まで                      |
| 3. 運行主体  | 中間市                                |
| 4. 運行事業者 | 有限会社ことぶきタクシー（事業者代表）<br>ひかり第一交通株式会社 |

底井野校区予約型乗合タクシー事業は、大型輸送を行う幹線バス路線が廃止された地域と田畑が広がる狭隘な道路周辺にある住宅地が営業区域となることから、中間南校区と同様、幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段が想定されます。

このことを踏まえ、運行経路や運行回数、使用車両、運行時刻等を検討する事業計画書、運行計画書の策定を行い、必ず幹線バス路線である西鉄バス中間線及びその他の公共交通に接続する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に努めます。

## 【運行事業者の選定方法】

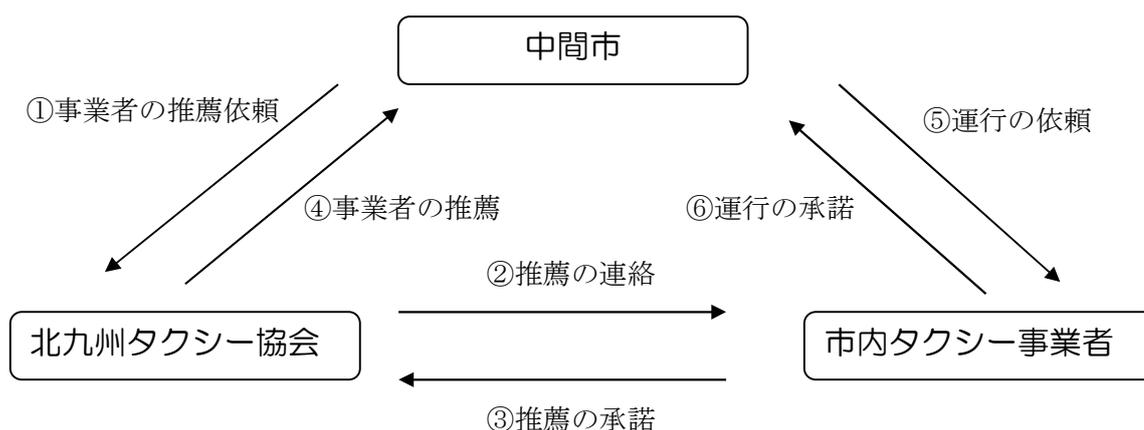
底井野校区予約型乗合タクシー事業は、中間南校区と同様、大型輸送を行う幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段です。

集落内及び田畑が広がる狭隘な道路を運行するため、使用車両は10人以下(セダンタイプを含む)に限られます。

そのことから、運行事業者としては、集落内の有償旅客運送のノウハウがあり、乗り残しなどの対応が迅速にできる、市内に営業所が立地するタクシー事業者が、今回の予約型乗合タクシー事業の運行事業者としてもっとも適していると考えます。

### (1) 市内タクシー事業者からの選定方法

中間市から北九州タクシー協会に対し、運行事業者となって継続的な事業が実施できるタクシー事業者（1社以上）の推薦を依頼する。



### (2) 運行協定：底井野校区予約型乗合タクシー事業の実施に伴う協定書

#### ※共同運行の場合は、共同運行協定書を締結予定

交通弱者の移動手段を継続的な安全運行により確保するため、関係機関の相互協力及び役割分担を明確にした取り決めを行う。また、運行計画の見直し及び廃止についても明確な基準を定める。

#### 底井野校区自治会

- 利用促進（校区内広報）
- 運行コース、時刻の検討
- 回数券の販売
- 停留所の管理

#### 市内タクシー事業者

- 事前予約の受付及び安全運行
- 利用者数の把握
- 運行コース、時刻の検討
- 利用促進（回数券販売など）

中間市

運行経費・停留所設置の財政的支援  
利用促進（広報掲載）  
運行コース、時刻の検討  
回数券の販売

北九州タクシー協会

運行全般に関する助言  
安全運行及び利用促進など

(3) 運行契約：底井野校区予約型乗合タクシー運行業務委託契約書

地域住民の日常生活を支える移動手段として、継続的な安全運行及び既存の公共交通機関との相乗効果による利用促進を図りながら、地域公共交通の維持・確保を行うため、運行主体である市と運行事業者である一般旅客自動車運送事業者との間で、運行計画に基づく委託契約を締結する。

中間市

市内タクシー事業者

← 運行計画による運行 →

(4) 運行補助：中間市コミュニティバス路線運行維持費補助金交付要綱

補助金の額は、予算の範囲内において、運行経費から運行収入を控除して得た額以内の額とし、四半期ごとに収支を取りまとめ、補助金交付申請書を提出する。

補助金の交付  
(年4回)

中間市

市内タクシー事業者

← 補助金交付申請

- 第1四半期：10月から12月
- 第2四半期：1月から3月
- 第3四半期：4月から6月
- 第4四半期：7月から9月

5. 運行開始日 平成28年10月1日（運行変更日 令和3年10月1日）

6. 運送の区間

底井野校区から通谷電停までを運送する。

(運送経路)

① 垣生・下大隈系統

下大隈公民館～上底井野～地域交流センター～JR筑前垣生駅～  
中間市役所～レガネット中間～通谷電停

② 砂山・底井野系統

砂山7組～中底井野～地域交流センター～JR筑前垣生駅～  
中間市役所～レガネット中間～通谷電停

## 運送の区間の概要

1	起 点	下大隈公民館		
	終 点	通谷電停		
	キロ程	往路 9.1km 復路 9.1km		
	主たる経由地	J R 筑前垣生駅、レガネット中間		
	道路管理者	福岡県、中間市		
2	起 点	砂山 7 組		
	終 点	通谷電停		
	キロ程	往路 9.4km 復路 9.4km		
	主たる経由地	J R 筑前垣生駅、レガネット中間		
	道路管理者	福岡県、中間市		
計	路線合計	2 区間	路線キロ計	37.0km

## 7. 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

(①垣生・下大隈系統、②砂山・底井野系統)

	発車時刻	到着時刻	運行間隔時間	予約時間
1 便	8 : 15	8 : 53	—	7 時 15 分まで
2 便	9 : 22	10 : 00	29 分間	8 時 22 分まで
3 便	10 : 15	10 : 53	15 分間	9 時 15 分まで
4 便	11 : 22	12 : 00	29 分間	10 時 22 分まで
5 便	13 : 15	13 : 53	75 分間	12 時 15 分まで
6 便	14 : 22	15 : 00	29 分間	13 時 22 分まで
7 便	15 : 15	15 : 53	15 分間	14 時 15 分まで
8 便	16 : 22	17 : 00	29 分間	15 時 22 分まで

## 8. 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

### (1) 垣生・下大隈系統

No.	行き（往路）		帰り（復路）		摘要
	停留所名称	キロ程	停留所名称	キロ程	
1	①下大隈公民館	↓往路	①下大隈公民館	↑復路	既設
		0.324		0.324	
2	②下大隈JRガード横	0.763	②下大隈JRガード横	0.684	既設
		0.316		0.32	
3	③瀬戸	1.245	③瀬戸	1.274	既設
		0.316		0.32	
4	④底井野郵便局	0.316	④底井野郵便局	0.32	既設
		1.206		1.214	
5	⑤上底井野15組	1.206	⑤上底井野15組	1.214	既設
		0.547		0.545	
6	⑥砂山公民館	0.547	⑥砂山公民館	0.545	既設
		0.576		0.574	
7	⑦砂山ゆかい農園前	0.576	⑦砂山ゆかい農園前	0.574	既設
		0.497		0.549	
8	⑧砂山口	0.497	⑧砂山口	0.549	既設
		0.194		0.194	
9	⑨地域交流センター さくら館	0.194	⑨地域交流センター さくら館	0.194	既設
		0.253		0.248	
10	⑩垣生町さくら館そば	0.253	⑩垣生町さくら館そば	0.248	既設
		0.362		0.359	
11	⑪JR筑前垣生駅	0.362	⑪JR筑前垣生駅	0.359	既設
		0.566		0.567	
12	⑫垣生町入口	0.566	⑫垣生町入口	0.567	既設
		0.803		0.803	
13	⑬中間市役所	0.803	⑬中間市役所	0.803	既設
		1.466		1.484	
14	⑭レガネット中間 (降車のみ)	1.466	⑭レガネット中間 (乗車のみ)	1.484	既設
		計9.1km		計9.1km	
15	⑮通谷電停	計9.1km	⑮通谷電停	計9.1km	既設

※14、15の停留所での乗降は、往路は降車のみ、復路は乗車のみ利用とする。

※停留所は、設置箇所により据え置き型、埋め込み型等にて設置。

(2) 砂山・底井野系統

No.	行き (往路)		帰り (復路)		摘要
	停留所名称	キロ程	停留所名称	キロ程	
1	①砂山7組	↓往路	①砂山7組	↑復路	既設
		0.353		0.327	
2	②三軒屋会館	1.553	②三軒屋会館	1.553	既設
		0.513		0.512	
3	③中底井野記念碑	0.513	③中底井野記念碑	0.512	既設
		0.411		0.426	
4	④中底井野3組	0.411	④中底井野3組	0.426	既設
		0.708		0.706	
5	⑤中底井野公民館	0.708	⑤中底井野公民館	0.706	既設
		0.497		0.517	
6	⑥上底井野7組入口	0.497	⑥上底井野7組入口	0.517	既設
		0.562		0.567	
7	⑦上底井野公民館	0.562	⑦上底井野公民館	0.567	既設
		0.483		0.482	
8	⑧底井野小学校横	0.483	⑧底井野小学校横	0.482	既設
		0.694		0.694	
9	⑨シルバー人材センター	0.694	⑨シルバー人材センター	0.694	既設
		0.194		0.194	
10	⑩地域交流センター さくら館	0.194	⑩地域交流センター さくら館	0.194	既設
		0.253		0.248	
11	⑪垣生町さくら館そば	0.253	⑪垣生町さくら館そば	0.248	既設
		0.362		0.359	
12	⑫J R筑前垣生駅	0.362	⑫J R筑前垣生駅	0.359	既設
		0.566		0.567	
13	⑬垣生町入口	0.566	⑬垣生町入口	0.567	既設
		0.803		0.803	
14	⑭中間市役所	0.803	⑭中間市役所	0.803	既設
		1.466		1.484	
15	⑮レガネット中間 (降車のみ)	1.466	⑮レガネット中間 (乗車のみ)	1.484	既設
		計9.4km		計9.4km	
16	⑯通谷電停	計9.4km	⑯通谷電停	計9.4km	既設

※15、16の停留所での乗降は、往路は降車のみ、復路は乗車のみ利用とする。  
 ※停留所は、設置箇所により据え置き型、埋め込み型等にて設置。

## 底井野校区予約型乗合タクシー運行計画書（R4.10月～R5.9月）

### 1. 運行目的

今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、新しい地域公共交通を検討する基本方針に基づいた、西部地域と東部地域をつなぐ新しい移動手段の環境整備を行い、両地域の交流を促進する。

2. 運行方法 区域運行（路線を定めた予約型乗合運行）

3. 運行主体 中間市

4. 運行事業者 有限会社ことぶきタクシー（事業者代表）、ひかり第一交通株式会社

### 5. 運行系統

(1) 垣生・下大隈系統 18.2 km（往路 9.1 km・復路 9.1 km）

【下大隈公民館～上底井野～地域交流センター～J R筑前垣生駅～中間市役所～レガネット中間～通谷電停】

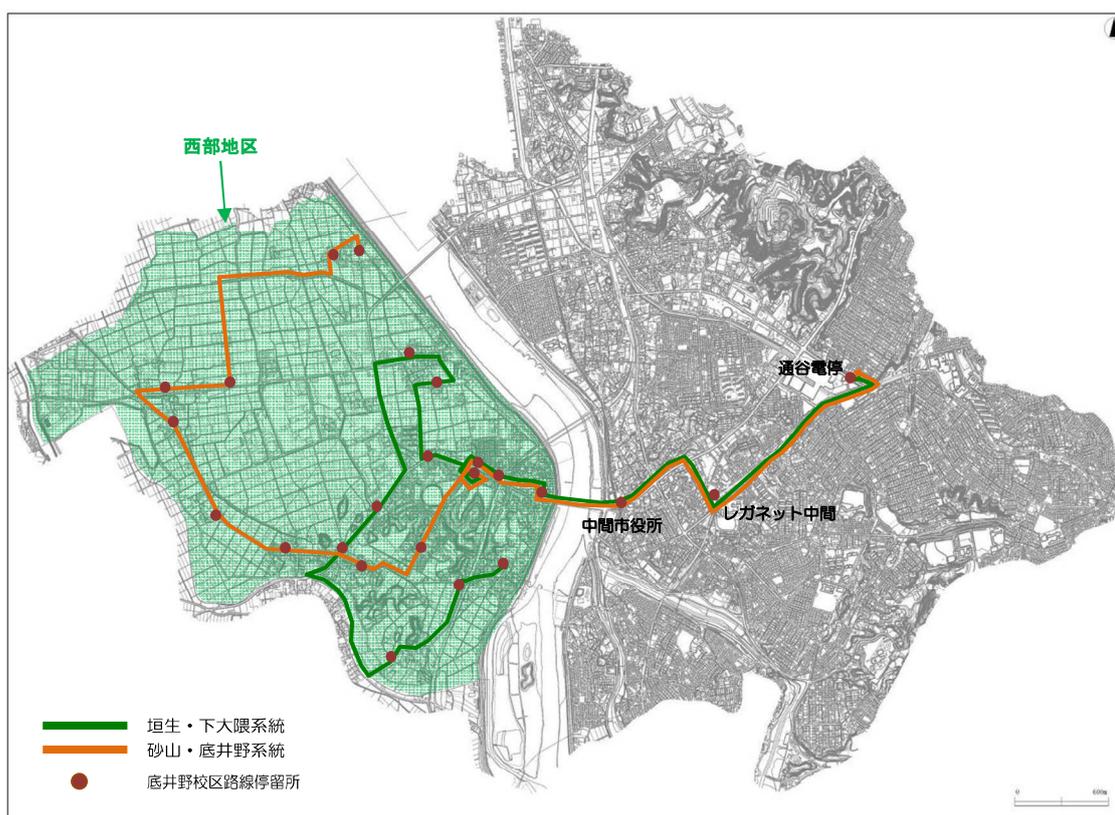
起点：下大隈公民館（主な経過地：J R筑前垣生駅、レガネット中間） 終点：通谷電停

(2) 砂山・底井野系統 18.8 km（往路 9.4 km・復路 9.4 km）

【砂山7組～中底井野～地域交流センター～J R筑前垣生駅～中間市役所～レガネット中間～通谷電停】

起点：砂山7組（主な経過地：J R筑前垣生駅、レガネット中間） 終点：通谷電停

### 6. 営業区域



## ★停留所での乗降について

**西部地区：各停留所での乗降可とする。**

西部地区には、広域移動を担うJR筑豊本線とドア・ツー・ドアのきめ細やかな運行を行うタクシー事業があり、この既存の地域公共交通と役割分担を行うことで、利用者によりよい交通サービスを提供することが可能である。

**東部地区：特定の停留所での乗降を制限する。**

### ①西部地区から東部地区に向かう行き便【レガネット中間】

レガネット中間の停留所では、乗車することができず、降車のみとする。

### ②東部地区から西部地区に向かう帰り便【レガネット中間間】

レガネット中間の停留所では、降車することができず、乗車のみとする。

底井野校区予約型乗合タクシーは、西部地区と東部地区をつなぐ移動手段の環境整備を行うことで、両地区の交流を促進することを目的としており、東部地区内の移動については、底井野校区予約型乗合タクシー事業の基本方針に基づき、既存の公共交通機関の利用促進に努める。

## 7. 運行回数・運行時間帯

**運行回数** 4本/日（往復を1本）を週4日（月・火・水・金曜日）、1系統ごと運行。

※市内にある多くの病院が休診となる木曜日は運休。

①垣生・下大隈系統は月、水曜日の運行。②砂山・底井野系統は火、金曜日の運行。

**運行時間帯**（午前）8時台～12時まで 4便（午後）13時台～17時まで 4便

※平日が祝日でも運行。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）

及びお盆（8月13日から8月15日まで）は運休。

## 8. 使用車両

**運行車両** 5人乗りセダンタイプ

事業に必要な常用車両 1台（5人乗りセダンタイプ）

追走車両及び故障対応のための予備車両 3台（5人乗りセダンタイプ） 計 4台

※市が運行委託する事業者が保有するタクシー車両を、タクシー事業と併用して使用する。

## 9. 運賃

### ①運賃

定額 200円（中学生以上）、100円（障がい者・小学生）、無料（小学生未満）

### ②回数券

100円券 11枚綴りを1,000円にて販売

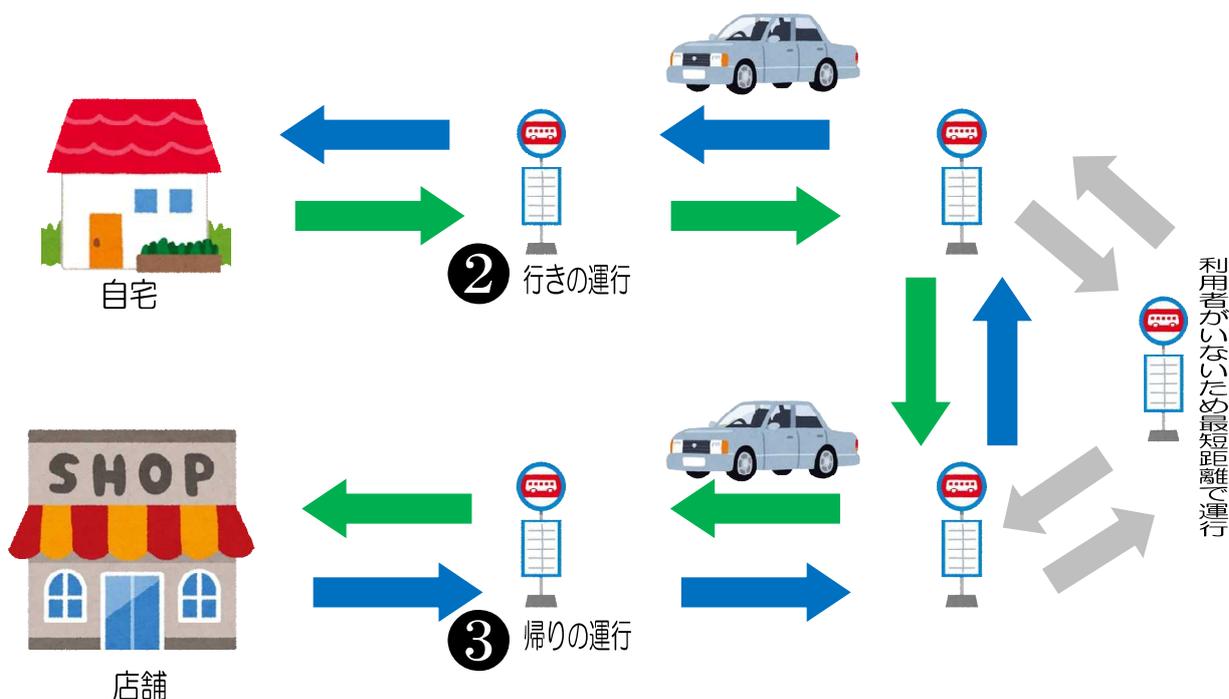
## 10. 利用方法

### ◆底井野校区予約型乗合タクシー利用方法イメージ図

【利用方法例：買い物に行く場合】



- 1 利用するときは、まず、運行事業者（営業所）に「●●停留所から●●時●●分の便に乗ります。」と事前に電話連絡をする。また、帰りも利用する場合は、「●●停留所から●●時●●分の便に乗ります。」と伝える。



- 2 電話予約した●●時●●分に自宅近くの停留所から乗って、お店の近くの停留所で運賃を支払って降りる。  
利用予約のない停留所は通過して、最短距離で運行する。
- 3 買い物からの帰りは、お店の近くの停留所から電話予約した●●時●●分に乗って、自宅近くの停留所で運賃を支払って降りる。  
帰りの場合も、利用予約のない停留所は通過する。

- **運行** 平日のみ（木曜日は運休）。※平日が祝日の場合は、運行。  
1日8便（行き帰り合わせて）
- **予約** 運行日の2日前から各便の出発時間の1時間前まで。
- **運賃** 定額200円（中学生以上）、100円（障がい者、小学生）、無料（小学生未満）  
回数券1,000円（100円券×11枚綴り）

• **乗車、降車ルール**

行きの便の東部地区各停留所（レガネット中間、通谷電停）では、降りるのみ。  
また、帰りの便の東部地区各停留所（通谷電停、レガネット中間）では、乗ることしかできません。

東部地区内では、西鉄バス、筑豊電気鉄道、フレンドリー号等の公共交通の利用を促進する。

• **その他**

利用者の事前登録は不要とし、どなたでも予約専用電話に乗車場所の停留所と利用時刻を連絡することで利用できる。

予約専用電話番号は、運行主体と運行事業者が協議して、利用者にわかりやすい方法を整え、言語障がい者や聴覚障がい者などが利用できるようFAXによる受付体制を整える。

1.1. 参考事例 鞍手町 もやいタクシー

1.2. 運行経費（概算）

- (1) 運行車両 5人乗りセダンタイプ
- (2) 運行頻度（1つのバス停にバスが来る回数） 8便/日
- (3) 本数（全体の運行本数） 4本/日、週4日（203日）
- (4) 運行系統キロ程 ①垣生・下大隈系統 18.2km  
②砂山・底井野系統 18.8km
- (5) 運行条件

5人乗りセダンタイプ車両運行台数	1台
5人乗りセダンタイプ車両予備台数	3台
5人乗りセダンタイプ車両年間走行キロ（追走運行を除く）	3326.0 km/台
乗務員雇用者数	1人
乗務員数	1仕業
停留所数	24箇所

※車両年間走行キロの算出について

令和2年10月から令和3年9月までの実車走行キロの平均値（垣生・下大隈系統:3.3km、砂山・底井野系統:4.9km）と運行便数の目標値（垣生・下大隈系統:408便、砂山・底井野系統:404便）を基に試算。

(6) キロ当たり運行経費 ※追走運行を除く

キロ当たり運行経費	282.1円/km
-----------	-----------

※キロ当たりの運行経費の算出について

令和4年10月運行開始時の両系統の平均運行キロ程9.5kmを基に試算。

公定幅運賃（5人乗り普通車の場合）：680円/1.6km 80円/316m

公定幅運賃より2,680円/9.5kmと試算し、キロ当たりでは、282.1円とする。

（7）運行経費（概算）※公定幅運賃より試算

運行経費	938千円	①
追走経費	414千円	
小計	1,352千円	

※運行経費は（6）キロ当たり運行経費から試算。

※追走経費については、時間制運賃2,040円/30分から運行日数の1/2をセダンタイプ車両1台にて1時間追走を行うと想定。

（8）運行収入（200円）※追走運行を除く

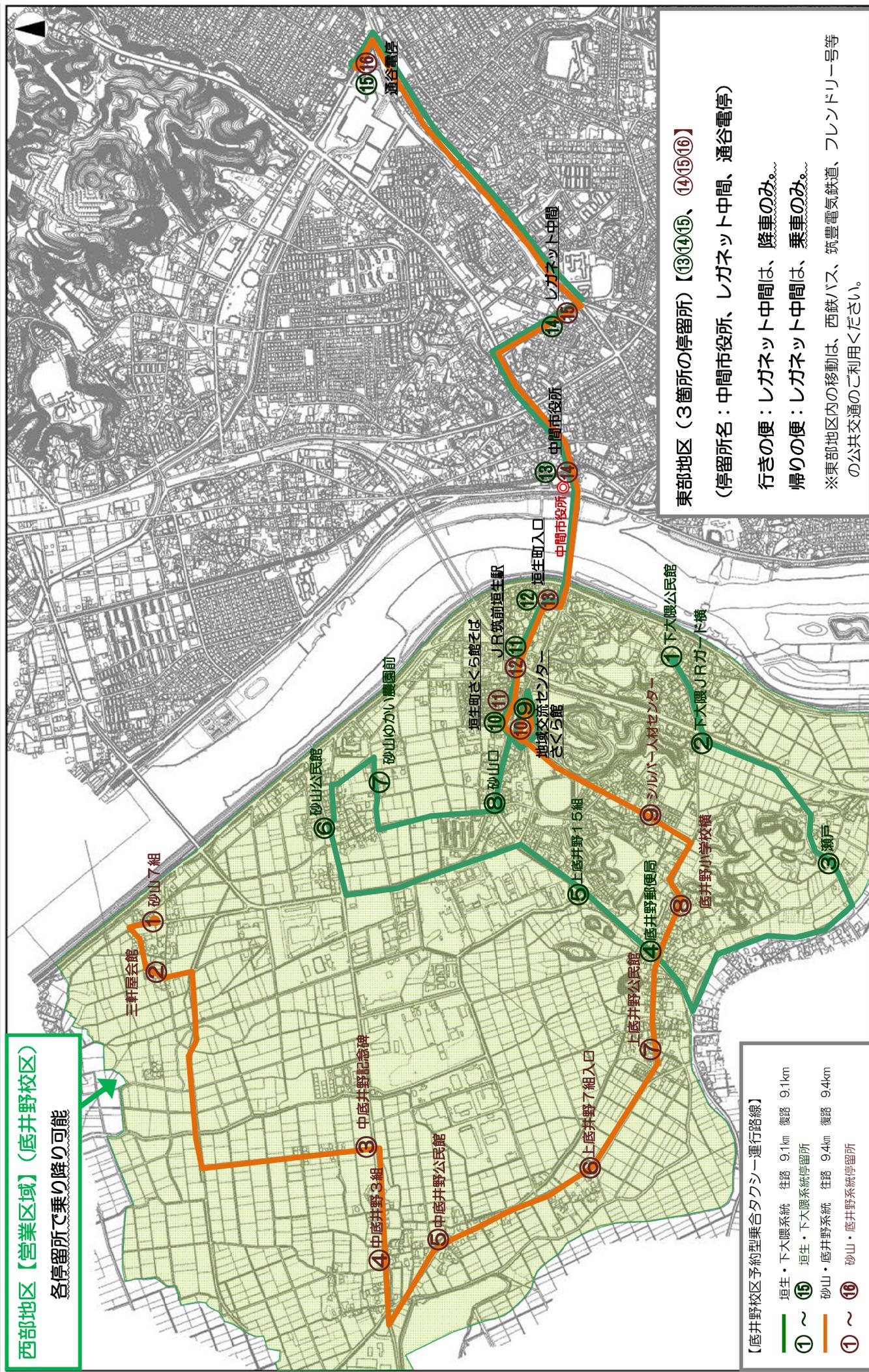
運行収入	162千円	②
------	-------	---

※運賃収入については、1便あたり平均利用者数を1人と想定

（9）運行経費収支差 ※収支差③＝運行経費①-運行収入②

運行経費収支差（追走運行を含まない）	776千円	③
--------------------	-------	---

# 底井野校区予約型乗合タクシー運行系統図（令和3年10月以降）



西部地区【営業区域】（底井野校区）  
各停留所で乗り降り可能

【底井野校区予約型乗合タクシー運行路線】  
 垣生・下大隈系統 往路 9.1km 復路 9.1km  
 ① ~ ⑮ 垣生・下大隈系統停留所  
 砂山・底井野系統 往路 9.4km 復路 9.4km  
 ① ~ ⑰ 砂山・底井野系統停留所

東部地区（3箇所の停留所）【⑬⑭⑮、⑱⑲⑳】  
 （停留所名：中垣市役所、レガネット中間、通谷電停）  
 行きの便：レガネット中間は、降車のみ...  
 帰りの便：レガネット中間は、乗車のみ...  
 ※東部地区内の移動は、西鉄バス、筑豊電気鉄道、フレンドリー号等の公共交通のご利用ください。

底井野校区コミュニティバス「なかよし号」時刻表

(1) 垣生・下大隈系統

停留所名	行き(往路)			
	1便	3便	5便	7便
①下大隈公民館	8:15	10:15	13:15	15:15
②下大隈JRガード横	8:17	10:17	13:17	15:17
③瀬戸	8:19	10:19	13:19	15:19
④底井野郵便局	8:21	10:21	13:21	15:21
⑤上底井野15組	8:23	10:23	13:23	15:23
⑥砂山公民館	8:26	10:26	13:26	15:26
⑦砂山ゆかい農園前	8:28	10:28	13:28	15:28
⑧砂山口	8:30	10:30	13:30	15:30
⑨地域交流センター・さくら館	8:32	10:32	13:32	15:32
⑩垣生町さくら館そば	8:35	10:35	13:35	15:35
⑪JR筑前垣生駅	8:37	10:37	13:37	15:37
⑫垣生町入口	8:39	10:39	13:39	15:39
⑬中間市役所	8:42	10:42	13:42	15:42
⑭レガネット中間	8:47	10:47	13:47	15:47
⑮通谷電停	8:53	10:53	13:53	15:53

運行時間38分

⑭の停留所では乗車できず、降車のみ。

停留所名	帰り(復路)			
	2便	4便	6便	8便
⑮通谷電停	9:22	11:22	14:22	16:22
⑭レガネット中間	9:28	11:28	14:28	16:28
⑬中間市役所	9:33	11:33	14:33	16:33
⑫垣生町入口	9:36	11:36	14:36	16:36
⑪JR筑前垣生駅	9:38	11:38	14:38	16:38
⑩垣生町さくら館そば	9:40	11:40	14:40	16:40
⑨地域交流センター・さくら館	9:43	11:43	14:43	16:43
⑧砂山口	9:45	11:45	14:45	16:45
⑦砂山ゆかい農園前	9:47	11:47	14:47	16:47
⑥砂山公民館	9:49	11:49	14:49	16:49
⑤上底井野15組	9:52	11:52	14:52	16:52
④底井野郵便局	9:54	11:54	14:54	16:54
③瀬戸	9:56	11:56	14:56	16:56
②下大隈JRガード横	9:58	11:58	14:58	16:58
①下大隈公民館	10:00	12:00	15:00	17:00

運行時間38分

⑭の停留所では、降車できず、乗車のみ。

(2) 砂山・底井野系統

停留所名	行き(往路)			
	1便	3便	5便	7便
①砂山7組	8:15	10:15	13:15	15:15
②三軒屋会館	8:16	10:16	13:16	15:16
③中底井野記念碑	8:19	10:19	13:19	15:19
④中底井野3組	8:20	10:20	13:20	15:20
⑤中底井野公民館	8:22	10:22	13:22	15:22
⑥上底井野7組入口	8:24	10:24	13:24	15:24
⑦上底井野公民館	8:26	10:26	13:26	15:26
⑧底井野小学校横	8:28	10:28	13:28	15:28
⑨シルバー人材センター	8:30	10:30	13:30	15:30
⑩地域交流センター・さくら館	8:32	10:32	13:32	15:32
⑪垣生町さくら館そば	8:35	10:35	13:35	15:35
⑫JR筑前垣生駅	8:37	10:37	13:37	15:37
⑬垣生町入口	8:39	10:39	13:39	15:39
⑭中間市役所	8:42	10:42	13:42	15:42
⑮レガネット中間	8:47	10:47	13:47	15:47
⑯通谷電停	8:53	10:53	13:53	15:53

運行時間38分

⑮の停留所では乗車できず、降車のみ。

停留所名	帰り(復路)			
	2便	4便	6便	8便
⑯通谷電停	9:22	11:22	14:22	16:22
⑮レガネット中間	9:28	11:28	14:28	16:28
⑭中間市役所	9:33	11:33	14:33	16:33
⑬垣生町入口	9:36	11:36	14:36	16:36
⑫JR筑前垣生駅	9:38	11:38	14:38	16:38
⑪垣生町さくら館そば	9:40	11:40	14:40	16:40
⑩地域交流センター・さくら館	9:43	11:43	14:43	16:43
⑨シルバー人材センター	9:45	11:45	14:45	16:45
⑧底井野小学校横	9:47	11:47	14:47	16:47
⑦上底井野公民館	9:49	11:49	14:49	16:49
⑥上底井野7組入口	9:51	11:51	14:51	16:51
⑤中底井野公民館	9:53	11:53	14:53	16:53
④中底井野3組	9:55	11:55	14:55	16:55
③中底井野記念碑	9:56	11:56	14:56	16:56
②三軒屋会館	9:59	11:59	14:59	16:59
①砂山7組	10:00	12:00	15:00	17:00

運行時間38分

⑮の停留所では、降車できず、乗車のみ。

## その他の公共交通機関との連携について（通谷電停） ※平日のみ

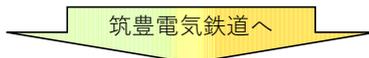
### 垣生・下大隈系統 及び 砂山・底井野系統

筑豊電気鉄道（通谷駅 到着時刻）

直方方面から （接続時間）	往路（行き）の便において、 「通谷電停」停留所は、終点となるため、 コミュニティバスへの乗り継ぎはできない。	<b>9:11</b> (11分)	<b>11:18</b> (04分)	<b>14:18</b> (04分)	<b>16:16</b> (06分)
黒崎方面から （接続時間）		<b>9:15</b> (07分)	<b>11:16</b> (06分)	<b>14:16</b> (06分)	<b>16:16</b> (06分)



コミュニティバス なかよし号 「通谷電停」 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	3便	5便	7便	2便	4便	6便	8便
	<b>8:53</b>	<b>10:53</b>	<b>13:53</b>	<b>15:53</b>	<b>9:22</b>	<b>11:22</b>	<b>14:22</b>	<b>16:22</b>



筑豊電気鉄道（通谷駅 発車時刻）

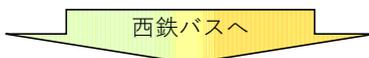
黒崎方面行き （接続時間）	<b>8:59</b> (06分)	<b>11:03</b> (10分)	<b>14:03</b> (10分)	<b>16:06</b> (13分)	復路（帰り）の便において、 「通谷電停」停留所は、始点のため、 コミュニティバスからの乗り継ぎはない。
直方方面行き （接続時間）	<b>9:03</b> (10分)	<b>11:04</b> (11分)	<b>14:01</b> (08分)	<b>16:01</b> (08分)	

西鉄バス（通谷電停 到着時刻）

南校区から （接続時間）	往路（行き）の便において、 「通谷電停」停留所は、終点となるため、 コミュニティバスへの乗り継ぎはできない。	<b>9:07</b> (15分)	<b>11:04</b> (18分)	<b>14:02</b> (20分)	<b>15:04</b> (78分)
JR中間駅から （接続時間）		<b>8:38</b> (44分)	<b>10:44</b> (38分)	<b>14:11</b> (11分)	<b>16:19</b> (03分)



コミュニティバス なかよし号 「通谷電停」 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	3便	5便	7便	2便	4便	6便	8便
	<b>8:53</b>	<b>10:53</b>	<b>13:53</b>	<b>15:53</b>	<b>9:22</b>	<b>11:22</b>	<b>14:22</b>	<b>16:22</b>



西鉄バス（通谷電停 発車時刻）

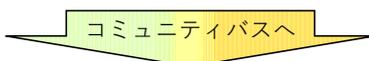
JR中間駅行き （接続時間）	<b>9:07</b> (14分)	<b>11:04</b> (11分)	<b>14:02</b> (09分)	<b>16:21</b> (28分)	復路（帰り）の便において、 「通谷電停」停留所は、始点のため、 コミュニティバスからの乗り継ぎはない。
南校区行き （接続時間）	<b>9:33</b> (40分)	<b>11:21</b> (28分)	<b>14:11</b> (18分)	<b>16:19</b> (26分)	

## その他の公共交通機関との連携について（JR筑前垣生駅） ※平日のみ

### 垣生・下大隈系統 及び 砂山・底井野系統

（筑前垣生駅 到着時刻）

直方方面から （接続時間）	<b>8:14</b> (23分)	<b>10:20</b> (17分)	<b>13:18</b> (19分)	<b>15:18</b> (19分)	<b>9:19</b> (19分)	<b>11:18</b> (20分)	<b>14:18</b> (20分)	<b>16:18</b> (20分)
折尾方面から （接続時間）	<b>8:22</b> (15分)	<b>10:27</b> (10分)	<b>13:31</b> (06分)	<b>15:31</b> (06分)	<b>9:24</b> (14分)	<b>11:31</b> (07分)	<b>14:31</b> (07分)	<b>16:31</b> (07分)



コミュニティバス なかよし号 「JR筑前垣生駅」 停留所 発着時刻	往路（行き）				復路（帰り）			
	1便	3便	5便	7便	2便	4便	6便	8便
	<b>8:37</b>	<b>10:37</b>	<b>13:37</b>	<b>15:37</b>	<b>9:38</b>	<b>11:38</b>	<b>14:38</b>	<b>16:38</b>



（筑前垣生駅 発車時刻）

折尾方面行き （接続時間）	<b>9:02</b> (25分)	<b>10:42</b> (05分)	<b>13:44</b> (07分)	<b>15:44</b> (07分)	<b>9:45</b> (07分)	<b>11:44</b> (06分)	<b>14:44</b> (06分)	<b>16:45</b> (07分)
直方方面行き （接続時間）	<b>8:43</b> (06分)	<b>10:49</b> (12分)	<b>14:03</b> (26分)	<b>16:03</b> (26分)	<b>9:50</b> (12分)	<b>12:03</b> (25分)	<b>15:03</b> (25分)	<b>17:07</b> (29分)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

令和4年6月10日付け令和4年度第1回中間市地域公共交通会議において、下記事項  
項に関し協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

(1) 中間南校区路線

- ①太賀・朝霧系統      ②通谷・桜台系統

(2) 底井野校区路線

- ①垣生・下大隈系統      ②砂山・底井野系統

営業区域：底井野校区全域

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

(1) 中間南校区路線

- ①太賀・朝霧系統（既設）

通谷団地口～通谷電停～太賀団地～通谷電停

- ②通谷・桜台系統（既設）

セブン-イレブン中間通谷店～通谷電停

(2) 底井野校区路線

- ①垣生・下大隈系統（既設）

下大隈公民館～上底井野～地域交流センター～JR 筑前垣生駅～中間市役所～  
レガネット中間～通谷電停

- ②砂山・底井野系統（既設）

砂山7組～中底井野～地域交流センター～JR 筑前垣生駅～中間市役所～  
レガネット中間～通谷電停

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 中間南校区路線及び(2) 底井野校区路線とも同じ運賃の種類を適用する。

定額200円（中学生以上）、100円（障がい者、小学生）、無料（小学生未満）

※100円の割引運賃については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福  
祉手帳を確認し、本人であることが確認できた場合のみ行う。

回数券（100円×11枚綴り）を1,000円にて販売

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

(1) 中間南校区路線

適用する期間：平成27年10月1日から（運行変更日：令和4年4月1日）

運行回数：1日4本（往復を1本）を週4日（月、火、水、金曜日）、1系統ごと運

行。(木曜日は運休)

①太賀・朝霧系統は、月、水曜日の運行。

②通谷・桜台系統は、火、金曜日の運行。

運行時刻、運行系統：別紙運行計画を参照

使用車両：市が運行委託する事業者が保有するタクシー車両（5人乗り）を、タクシー事業と併用して使用する。

乗車定員：定員4人。ただし、利用者が4人を超える場合は、乗車定員に応じて車両を追加する。

(2) 底井野校区路線

適用する期間：平成28年10月1日から（運行変更日：令和3年10月1日）

運行回数：1日4本（往復を1本）を週4日（月、火、水、金曜日）、1系統ごと運行。(木曜日は運休)

①垣生・下大隈系統は、月、水曜日の運行。

②砂山・底井野系統は、火、金曜日の運行。

運行時刻、運行系統：別紙運行計画を参照

使用車両：市が運行委託する事業者が保有するタクシー車両（5人乗り）を、タクシー事業と併用して使用する。

乗車定員：定員4人。ただし、利用者が4人を超える場合は、乗車定員に応じて車両を追加する。

停留所での乗降：特定の停留所での乗降を制限する。

①西部地区から東部地区に向かう行きの便：レガネット中間では乗車することができず、降車のみとする。

②東部地区から西部地区に向かう帰りの便：レガネット中間では降車することができず、乗車のみとする。

令和4年 月 日

中間市地域公共交通会議

会長 村上智裕